



IASB会議報告 (2011年9月～11月)

国際会計基準審議会理事 おうち たかつぐ 鶯地 隆継
 ※ IASB：国際会計基準審議会

はじめに

2011年7月の理事就任以来、約半年が経過した。今回は2011年9月、10月、11月の3か月間に行われたIASB会議の内容を報告する。本来ならば毎月会議報告を掲載したいのであるが、私自身がまだ新しい職務に不慣れであることや、臨時会議や、審議会と審議会の合間のイベントも数多くあるため、ままならないことをお詫びしたい。今後は、本稿の掲載を原則として3か月に1回とし、3か月間の議論をまとめて報告することとしたい。また、それに伴い、会議回数ごとの決定事項を個別に紹介するのではなく、金融商品や、リースといった各テーマ別に3か月間の議論の内容をまとめて紹介することとする。

このような方法に変更するのは上述の理由のほかに、ある審議会の暫定決定事項が、次の審議会でも再検討されないしは破棄されることもままあることと、会議回数ごとの決定事項を報告しても、それが以前の話とどうつながっているのかがみえにくい場合もある。このため、むしろテーマ

ごとに3か月分の議論をまとめて記載する方が分かりやすいのではないかと思料した次第である。

報告対象会議

- 2011年9月19日～22日 (FASBとの合同会議及びIASB単独会議)
- 2011年10月19日～20日 (FASBとの合同会議)
- 2011年11月1日 (FASBとの合同会議)
- 2011年11月7日 (IASB単独会議)
- 2011年11月15日～16日 (FASBとの合同会議及びIASB単独会議)

金融商品会計 (IFRS第9号【分類と測定】の再検討)

IASBは11月の審議会において、IFRS第9号(分類と測定)の限定的な改善の実施、リオープンを行うことを決定した。IFRS第9号(分類と測定)については、既に確定した会計基準となっており、かつ、強制発効日も到来していない。このため、IASBはIFRS第9号(分類と測定)に関するリオープンは行わないという姿勢を堅持してきた。しかし、7月の審議会において、IFRS第9

号(分類と測定)の発効日の延期が決定されたことを受けて、IASB内部では、IFRS第9号(分類と測定)の扱いをどうするかについて慎重な検討が行われてきた。IFRS第9号(分類と測定)は確定基準であり、かつ、早期適用が認められていたために、日本をはじめとする世界各国で既にエンドースされており、適用を開始している企業もある。また、適用の開始はしていなくとも、既に適用準備を開始している企業は数多くある。このような状況下で、いったん確定した基準を強制発効日以前にリオープンするというのは異例なことである。しかしながら、IASBは慎重な検討の末、このままIFRS第9号(分類と測定)を確定基準として一切の変更を行わないことよりも、むしろリオープンし、柔軟に対応できるようにすることの方が、より責任ある行動であると判断した。

その主な理由は3つある。1つは、既に早期適用を開始した企業や適用を準備している企業及び監査人などから、適用上の要改善点の指摘があり、その中には検討が必要と思われるものも含まれているためである。新基準が発効した際には、通常、何

らかの適用上の問題点の指摘があり、そのような指摘は年次改善等で修正される。しかしながら、IFRS第9号（分類と測定）の場合は早期適用期間が非常に長く、強制発効日以前に要改善点が発見されているので、年次改善ではなく、強制発効日前のリオープンという形にせざるを得なくなる。もう1つは、保険会計との整合性である。保険契約プロジェクトでは、保険契約負債のボラティリティの会計処理を検討中であるが、負債サイドの会計処理のみでこのボラティリティを解決することは困難であり、資産サイドの会計処理とバランスを取りながら検討する必要がある。このため、IFRS第9号（分類と測定）が確定しており動かさないとすると、保険契約プロジェクトの制約となるため、この制約を解除したいということ。最後の1つは、US GAAPとのコンバージェンスである。金融商品会計は、リーマンショック後に開催されたG20において全世界で単一の会計基準の必要性が確認されたものである。このため、この分野においてはIFRSとUS GAAPのコンバージェンスを何としても果たさなくてはならない。したがって、IFRSでは分類と測定に関しては、いったん基準は確定したものの、コンバージェンスという観点からは、これをリオープンし、コンバージェンスの早期実現を図るものである。

Updateの記載は、以下のとおりとなっている。

今回の会議で、IASBは、IFRS第9号の限定的な改善の実施を検討すること、特に、保険契約プロジェクトとの相互関係を検討することを決定した。この決定により、IASBは、FASBの分類及び測定モデルを検討

することも可能になる。

IASBはまた、既にIFRS第9号を適用している企業や適用間近の企業の混乱の可能性を最小限にし、プロジェクトを適時に完了する助けとなるように、いかなる変更も可及的速やかに行うこと、そして、当該プロジェクトの範囲を限定することを決定した。

IASBのメンバー全員が本決定に賛成した。

金融商品会計 (発効日の延期)

IFRS第9号（分類と測定）の発効日については、それを2年延期して、2015年1月1日以後開始する事業年度から適用を要求する旨の公開草案を2011年8月に公表し、60日間のコメント期間を経て10月21日にコメントを締め切った。いただいたコメントのほとんどが、強制発効日の延長について賛成であるというものであった。また、強制発効日の延期の目的が、金融商品会計の他のプロジェクトとの同時適用ということが目的であるならば、新たな強制発効日が2015年で間に合うのかという指摘も多かった。すなわち、強制発効日を2年延期しても、その時点では金融商品会計の他の改訂が終わっていないのではないかと指摘である。このようなコメントを受けて、当初のスタッフ提案では、『その後の検討による— subject to further review』という条件付きで、強制発効日を2015年とするものであった。

ただし、この、『その後の検討による』という条件を付けることについては、私を含めて多くの理事から反対意見があったため、最終的には削除された。私が『その後の検討に

よる』という条件を付けることに反対したのは、そのような条件付きの強制発効日は会計基準設定主体としてのコミットメントがなく、オープンエンドの基準となってしまう、基準としての有効性に疑問符が付くことになるからである。

Updateの記載は、以下のとおりとなっている。

2011年11月7日の会議で、IASBは、IFRS第9号（2009年）及びIFRS第9号（2010年）について、2013年1月1日ではなく、2015年1月1日以後開始する事業年度から適用を要求するよう修正すべきであると決定した。

IASBはまた、IFRS第9号の分類及び測定の規定の適用開始に当たり、比較対象期間の財務諸表の遡及適用を要求するのではなく、IAS第39号の分類及び測定の規定からIFRS第9号の分類及び測定の規定への移行に関して修正後の開示を要求することを決定した。

IASBはまた、企業がIFRS第9号の適用の影響について比較情報の遡及適用を選択したとしても、当該開示を要求することを決定した。IFRS第9号（2009年）及びIFRS第9号（2010年）の早期適用は、引き続き認められる。

今回の会議で、IASBは、修正後の開示の発効日について議論した。審議会は以下のとおり決定した。

- a. 2012年1月1日より前に開始する事業年度からIFRS第9号を適用する企業は、過去の期間への遡及適用は必要なく、適用開始日時点の修正後の開示の提供も要求されない。
- b. 2012年1月1日から2012年12月31日までの間に開始する事業年度からIFRS第9号を適用する企業

は、過去の期間への遡及適用が必要となる。ただし、過去の期間への遡及適用に代えて適用開始日時点の修正後の開示を提供することを選択する場合を除く。

c. 2013年1月1日以後開始する事業年度からIFRS第9号を適用する企業は、過去の期間への遡及適用は必要ない。しかし、企業は、適用開始日時点の修正後の開示を提供しなければならない。

IASBのメンバー全員がこの決定に賛成した。

金融商品会計（減損）

金融商品会計（減損）については、残念ながら議論が二転三転している印象が否めない。7月の決定を9月の審議会で覆したが、その9月の審議会の決定を10月の審議会で取り上げず、改めて原則及び指標の開発を優先することのみを決定した。このため、先に10月のUpdateの記載を紹介する（11月の審議会では、減損の議論は行わなかった。）。

IASB及びFASBは、引き続き、金融資産の減損に関する「3つのカテゴリー」による予想損失アプローチについて議論した。

両審議会は、金融資産の信用の質の悪化を反映することを一般的な目的とするモデルを追求することを決定した。当該アプローチでは、減損損失は、当初において、最初のカテゴリー（又はバケット）、すなわち、組成時に貸付金が分類されるカテゴリーの目的を基礎とすることとなる。両審議会はスタッフに、当該カテゴリー中の金融資産に係る信用引当金の測定属性の基礎となる原則を開発するよう要請した。さらに、両審議

会はスタッフに、どのような場合に全期間の予想損失を認識することが適切となるのかについての原則及び指標を開発するよう要請した。両審議会は、原則ベースの減損モデルを支え、企業間の比較可能性を確保するためには、堅牢な開示が重要であることを強調した。さらに、両審議会は、さまざまな種類の企業（特に非金融機関）及びさまざまな種類の金融資産（特に負債性金融商品）への当該モデルの適用について、スタッフが検討すべきであることを強調した。

要すれば、もう1度、原点に戻って、原則をクリアにしてから再構築するということである。このような議論に至った経緯を簡単に紹介したい。議論の焦点になっているのは、減損に当たって、最初は全てバケット1に分類することとするか、あるいは社内信用格付けなどに応じて、最初からバケット2、3に分類することもあり得るとするかどうかである。既に本誌（2011年12月号）でも紹介しているが、7月の審議会では、全て最初にバケット1に分類され、キャッシュ・フローの回収可能性の不確実性に影響を及ぼすにつれて、バケット2やバケット3に移ることになる（以下「相対的アプローチ」という。）としていた。ところが、9月の審議会ではこの決定に対して、実務上の問題があるとの指摘があったことが紹介された。実務上の問題とは、いわゆるトラッキングの問題といわれる問題である。これは、7月の決定のとおり、全て最初にバケット1に分類して、その後の信用の悪化の程度に応じてバケット間の移動を行うとすると、個別の債権の信用状況の推移の記録（トラッキング）

が必要となるが、このようなトラッキングを管理する実務は困難であるという意味である。このため、9月の審議会では、7月の決定を覆し、報告日時点の信用の質のレベルに応じて分類する（以下「絶対的アプローチ」という。）に変更した。9月のUpdateでは、以下のように要約されている。

両審議会は、当初のアウトリーチ活動から受け取ったフィードバック、特に、当初認識時に全ての金融資産をバケット1に分類する要求事項から生じるであろう実務上の諸課題について議論した。実務上の諸課題が生じるのは、現在の信用リスク管理システムは通常、金融資産の組成時のデータを含めた過去のデータを、会計上の目的で容易に利用できるような方法で保管していないためである。これらの実務上の懸念に対処するために、両審議会は、金融資産を報告日時点の信用の質のレベルに従って各バケットに分類することを暫定的に決定した。

このように、9月の暫定決定では相対的アプローチから絶対的アプローチへ変更したのだが、絶対的アプローチでの問題点は、信用の質のレベルの低い相手先に対して新規貸出しを行った際に、最初からバケット2ないしは3に分類され、貸出全期間にわたる損失を計上しなくてはならないという、いわゆるday 1 lossの問題が起る。このことにより、信用格付けが下がった貸出先への新規ローンが難しくなることと、主として、信用の質のレベルの低い金融資産の組成を行っている企業（いわゆるサブプライムレンダー）などへのインパクトが大きくなるという問題がある。このため、9月の段階では、絶

対的アプローチを行うことを前提に、サブプライムレンダーなどへの救済措置を考るという方向性が打ち出された。

その後、10月の会議において、スタッフは9月の会議の前提としたペーパーを作成したが、9月から10月までの間に行われた更なるアウトリーチの結果から、トラッキングの問題は銀行のリスクマネジメントによってさまざまであり、それだけで議論の方向性を決定付けることが適切であるのかどうかという疑問が一部の理事からも呈された。また、10月のペーパーは9月の審議会での宿題を受けて、サブプライムレンダーなどに対する救済措置を検討したものであったが、このような救済措置はどうしてもルールベースにならざるを得ず、原則が不明確になり得るおそれがあった。このようなことから、10月の会議においては、改めて堅牢な原則を打ち立てることの必要性が再認識され、上述のような結論となった。

金融商品会計（相殺）

7月の審議会において相殺に関する新基準は作成せず、現行のIAS第32号の既定のままとすることが暫定決定されたが、9月の会議においては、現行のIAS第32号において不明瞭な部分を明確化するための議論が行われた。その結果、IAS第32号に以下の点を明確にする適用指針を追加することを暫定決定した。

✓ 相殺権は、通常の事業過程においても、取引相手先のうちの1つが債務不履行、破産又は支払不能となった場合にも、法的に強制可能でなければならない。審議会メ

ンバーの11名がこの決定を支持した。

✓ 次の特徴的な要素のある総額決済のシステムは、純額決済と同等と考える。

- 相殺権の要件を満たす金融資産と金融負債が、まったく同じ時点で決済プロセスに投入される。
- いったん決済プロセスに投入されると、その取引の解約又は変更ができない（流動性リスクや信用リスクがないか又は重要でない）。
- 資産と負債が決済プロセスにいったん投入されると、そのプロセスがフェイルしない限り、その資産と負債から生じるキャッシュ・フローが変更される可能性がない（キャッシュ・フローの変更の可能性がない）。
- 他の資産又は負債と相殺される資産又は負債の決済プロセスがフェイルする場合には、担保として使用している関連する証券の決済プロセスもフェイルする（純額のエクスポージャーが常に存在する/証券譲渡の仕組み又は証券受渡と資金決済の同時履行（DVP）に類似）。
- 決済プロセスが同じ決済機関を通して実行される（例えば、DVP又は同じ預託口座）。
- 日中の信用供与が利用可能で、決済プロセスが完了するまで、それを享受できる可能性が高い（流動性リスクや信用リスクのような決済リスクがない）。

なお、9月の審議会では、このIAS第32号に適用指針を設けることについて、デュー・プロセス上、再公開が必要かどうかを検討し、14対

1で再公開しないことを決定した。ただ、この反対の1名は私であった。私が反対した理由は2つある。1つは、もともと基準化する方向で公開草案を公表し、コメントを受け付けたものが、全面的に違った形となってしまったことに対して何らかの説明が必要であるということ。もう1つは純額決済とみなせる総額決済についての適用指針を定めることにより、現行実務を、場合によっては大きく変更しかねず、準備期間などに対する配慮が必要かもしれないからである。特に気になったのは、発効日である。スタッフ提案では、2013年1月1日以降開始する事業年度及び中間報告期間から適用することとなっている。並列開示すべき期間を考慮に入れると、2013年度からの適用は早すぎる可能性があると考えた。というのも、このような決済の実務は日々の処理業務から対応できない場合があるからで、その辺りのインパクトも、再公開をして確認すべきであると思ったからである。結果的には、9月の決定について11月の会議で一部修正が入り、発効日が1年延期された。

11月の会議で、IASBはIAS第32号の適用指針の明確化に関して受領した追加的フィードバックと、その明確化により一部の企業の実務がどのように変わる可能性があり、その適用のために必要となる時間の量にどのような影響を及ぼす可能性があるかについて議論した。

受領したフィードバックに照らし、IASBは次のことを行った。

- IFRS第7号の収斂した相殺の開示に関する発効日と、経過措置を変更すべきでないことを確認した。IASBのメンバーの14名がこ

の決定を支持した。

- **IAS第32号の適用指針の明確化**は、遡及適用し、2014年1月1日以後開始する事業年度を発効日とすることを暫定的に決定した。IASBのメンバーの9名がこの決定を支持した。

ヘッジ会計（一般ヘッジ）

ヘッジ会計（一般ヘッジ）については、9月をもって審議会レベルでの議論を打ち切り、スタッフがスタッフドラフトの作成にかかった。再公開草案は公表せず、このまま基準書の作成に取り掛かる。

審議会は、スタッフに、適用指針及び結論の根拠を含む、最終規定の草案を作成するよう依頼した。当該草案は、約90日間、IASBのウェブサイトを利用して利用可能なものとされる。これは、審議会に、重大な欠陥の有無を確認する拡張したプロセスと追加的なアウトリーチを行う機会を提供する。審議会はまた、FASBに計画された要求事項を検討する機会を与えたいと考えている。審議会は、このIFRS案の再公開は必要ではなく、したがって、当該草案へのコメントを公式には求めないことを決定した。審議会は、このレビューが完了次第、要求事項の最終化を予定している。

なお、一般ヘッジの特例的な扱いとして、クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）への対応方法について、9月の会議で改めて検討した。本誌でも紹介したとおり、CDSにヘッジ会計を用いることはできない。したがって、ヘッジ会計の枠組みの外での対応となる。スタッフから、CDSを保険のよう

なものであると看做して、CDSを公正価値評価しない方法や、CDSのうち、対象となる信用リスク部分のみを公正価値評価する方法などの提案があったが、いずれの案もCDSそのものの適正な公正価値認識を行わないという重要な欠陥があり、最終的には7月の案とほぼ同様のフェアバリューオプションを少し拡大運用する案となった。この案であれば、CDSそのものは公正価値評価により認識される。Updateでは、以下のよう要約している。

審議会は、クレジットデリバティブを用いた信用リスクのヘッジに関する会計処理のアプローチについて議論した。審議会は、（貸出金、債券、貸出コミットメントなどの）信用エクスポージャーについて、選択的な損益を通じた公正価値測定（FVTPL）の会計処理を用いることを暫定的に決定した。当該会計処理は、次のことを認めることになる。

1. 当初認識時又はその後（帳簿価額と公正価値の差額が、事後に、純損益で即時に認識される場合）、FVTPLを選択すること
2. 想定元本の構成要素（想定元本全体に代えて）に関する選択を行うこと
3. FVTPLの会計処理を中止すること

ヘッジ会計（マクロヘッジ）

マクロヘッジ会計については、2012年度前半での公開草案公表を目指して、9月から審議がスタートした。ただし、当面の間、議論は教育的なものであり、議決を行っていない。マクロヘッジと一口に言っても、その範囲は非常に広範である。また、

その方法や考え方も多岐にわたる。IASBの取組みとして、どこまでの範囲を、どのような考え方で基準化するかを絞り込んでいく必要がある。

9月の審議会では、具体的に銀行における金利リスクマネジメントを例に採って、銀行の実務において、金利リスクとはどのようにマネジメントされているのか研究し、そのリスクマネジメントのコンセプトが現行ヘッジ会計のコンセプトとどのように異なるかを分析した。その上で、そのコンセプトの差をどのようにして解決できるのかについて、さまざまな選択肢を検討した。

最も極端な方法として、企業のリスクマネジメントどおりに会計処理する方法を一方の極に置き、現行の厳格なヘッジ会計をもう一方の極に置いて、その間のどこが適切かを探るというアプローチになる。

11月の会議では、Non-GAAP disclosureについて取り上げた。Non-GAAP disclosureとは、会計基準によらずに、企業のリスクマネジメントなどに沿って会計処理をした場合にどうなるかという数字の開示であり、IR活動や、アニュアルレポートの参考情報として開示されることがある。このNon-GAAP disclosureを分析することによって、企業が求めている開示の在り方についてのヒントを得られるかもしれないからである。

私自身は、マクロヘッジ会計を開発する際に最も大切なことは、監査可能なものを作れるかどうかであると考えている。Non-GAAP disclosureとGAAPによる開示との最も大きな違いは監査されるかどうかである。GAAPによる開示は監査され、監査済みのものが公表される。これに対

して、Non-GAAP disclosureは企業の実態を適切に表わすのかもしれないが、監査されない情報である。会計基準を作る立場として、監査可能な最大限の範囲で、企業のリスクマネジメントの実態を適切に表現できる方法を探らねばならない。逆にいえば、会計基準としてのリミテーションを決めるポイントは、監査可能かどうかであると考えている。

リース会計（貸手側）

リース会計については、貸手側の処理についてこの3か月間で集中的な議論があり、具体的な詳細が着々と決定されている。その中でも特に重要な決定は、10月のFASBとの合同会議において投資不動産をリース会計の貸手側の処理の対象外とするということを暫定決定したことである。この10月の会議より前の暫定決定では、IAS第40号で公正価値評価を選択している投資不動産についてのみ対象外としていたが、この範囲を広げて、公正価値評価していない投資不動産もリース会計の貸手側の処理の対象外とすることとした。

投資不動産を対象外とすることは、オリジナルのスタッフ提案にはなかったものである。オリジナルのスタッフ提案は、複数契約リースをリース会計の貸手側の処理の対象外とするという提案であった。このような提案が出てきた背景は、債権・残存資産アプローチが比較的複雑であるために、複数のテナントを抱えるビルなどに適用することについてコスト・ベネフィットが見合わないという懸念からである。債権・残存資産アプローチでは、原資産の認識を中止し、残存資産に置き換えるが、1つの原

資産に対して複数のリース契約が存在する場合には、処理が非常に煩雑となる。例えば、30階建ての複合ビルなどの場合、低層階の商業施設や、中層階のオフィス、高層階の住居といったように、契約形態や年限や利子率などが異なる何百という契約が存在する可能性がある。それらの契約ごとに全て残存資産を計算することの膨大な手間と、それを行った結果得られるベネフィットが見合わないのではないかと懸念されている。

スタッフの当初提案では、一定の条件を満たすものを複数契約リースとして別途定義して、その複数契約リースというものを除外するというものであった。ただし、表面上、契約のみを分割するなどということも容易に可能であり、濫用のおそれがある。また、複合ビルなどの場合は、単にテナントの数の問題だけではなく、リース期間の問題もある。すなわち、60年の耐用年数のあるビルに2年契約で入っているテナントがいて、回転している場合などである。こういったケースでは、あるテナントとの賃借契約が終了した後、次のテナントが入るまでの間、いったん認識を中止した原資産を復活させなければならず、また、その後に原資産の認識を中止し、債権と残存資産に置き換えなくてはならない。こういった懸念に対応できない。

このようなことから、これは私から提案したのであるが、いっそIAS第40号の投資不動産の定義に当てはまるものを、リース会計の貸手側の処理の対象外としてはどうかという議論となった。このような方法であれば、定義上の問題はない。また、会計基準の建て付けとして、投資不動産についてはIAS第40号でカバー

するという形となり、すっきりと整理される。また、複数契約の問題の大部分は不動産賃貸借契約であり、投資不動産を対象外にすることにより、ほとんどの問題は回避される。

ただし、もともとスタッフ提案の中になかったものを暫定決定したために、詳細の詰めは、これから行うことになる。IAS第40号については、リース会計変更に伴う修正の範囲を超えた見直しが必要になるかもしれない。さらに、米国とのコンバージェンスについても影響がある。米国にはIAS第40号と同等の基準を現在開発中であるが、現段階では、その定義はentityごとに行うこととなり、IAS第40号とは異なる。また、借手側の会計処理との整合性をどう考えるかという問題もある。このように今後の詳細の詰めを必要とするが、投資不動産を対象外とすることにより、populationという観点からは、大きな影響を回避することができるのではないかと考えている。

なお、Updateでは以下のように短く要約されている。

IASB及びFASBは、貸手の投資不動産のリースを、債権・残存資産アプローチの範囲に含めないことを暫定的に決定した。代わりに、貸手は、そのようなリースについて原資産の認識を継続し、リース期間にわたってリース収益を認識する必要がある。IASBの13名とFASBのメンバー全員が賛成した。

なお、投資不動産以外でも重要なことが暫定決定されている。1つはDay 1利益の取扱いである。7月の決定では「借手に移転された使用権資産に係る利益が合理的に現実である場合、貸手はリースの開始日に当該利益を認識する。」とし、「借手に

移転された使用权資産にかかる利益が合理的に確実でない場合、貸手は、「リース期間にわたって当該利益を認識する」としていたが、このような基準を設けることによって実質的に2モデルの会計処理となる。しかも、そのモデルを選択するための基準が、「利益が合理的に確実である場合」という非常にあいまいな表現に依存するので、濫用の問題が起こる可能性がある。また、同様の表現が収益認識基準でも用いられているが、必ずしも同定義ではないので、問題があるのではないかという指摘があった。これを受けて、10月の会議では、この区分基準を廃止し、基本的に1モデルとすることとした。全てのリース契約について1つの会計処理となる。

Updateでは、以下のとおり要約されている。

両審議会は、債権・残存資産アプローチを議論し、当該アプローチの範囲に含まれるすべてのリース契約について、貸手は次のように会計処理する必要があると暫定的に決定した。

1. リース料受取債権を、貸手が借手に課す利率を用いて割り引いたリース料の現在価値で当初に測定し、その後は、実効金利法を適用して償却原価で測定する。
2. 残存資産を、原資産の帳簿価額の配分額として当初に測定する。残存資産の当初測定は、次の2つの金額から構成される。(a)残存資産総額（リース期間終了時の見積残価を、貸手が借手に課す利率を用いて割り引いた現在価値で測定した金額）及び(b)繰延利益（残存資産総額と原資産の帳簿価額の配分額との差額として測定した金額）である。

3. 残存資産総額を、当初認識後、リース期間終了時の見積残価まで貸手が借手に課す利率を用いて増額することにより測定する。貸手は、残存資産の売却又は再リースを行うまで、繰延利益を純損益に認識しない。
4. 残存資産総額と繰延利益を、正味残存資産として一緒に表示する。IASBの8名とFASBの6名のメンバーが賛成した。

両審議会は、利益が合理的に確実な場合とそうでない場合とで区別を設けるべきではないと暫定的に決定した。IASBの13名とFASBのメンバー全員が賛成した。

この決定により、利益が合理的に確実であるかどうかにかかわらず、全てのリース契約において何らかのDay 1 損益が発生することになる。

続いて、表示に関しても重要な決定があった。

■表示：貸手の財政状態計算書

両審議会は、貸手は次のいずれかの表示を行うべきであると暫定的に決定した。

1. リース債権及び残存資産を、財政状態計算書上で別個に表示し、合計の「リース資産」を表示する。
2. リース債権及び残存資産を、財政状態計算書上で単一の表示科目（「リース資産」）として一緒に表示し、それらの2つの金額を、財務諸表の注記で別個に開示する。IASBの9名とFASBの5名のメンバーが賛成した。

■表示：キャッシュ・フロー計算書

両審議会は、貸手がリースから生じるキャッシュ・フローを、キャッシュ・フロー計算書上、営業活動に分類すべきであると暫定的に決定し

た。IASBの12名とFASBの全員が賛成した。

議論があったのはキャッシュ・フロー計算書の表示である。一般的に、固定資産の購入は投資活動に分類されることから、そのこととの整合性の観点から、投資キャッシュ・フローとして分類すべきであるとの声も強くあった。しかしながら、リースの対象になった資産の購入とリース取引とは別の取引であるので、オリジナルEDどおり営業活動に分類することとした。

保険契約

本誌でも紹介したとおり、7月の会議では生命保険タイプの保険契約と損害保険タイプの保険を別々の会計処理にすべきかどうかについては意見が分かれ、平行線の議論となった。議論のポイントは、生命保険タイプの保険と損害保険タイプの保険を、それぞれ別の経済行為とみて、2モデルの会計処理（生命保険タイプはビルディング・ブロック・アプローチ、損害保険タイプは保険料配分アプローチ）とするのか、あくまでも保険契約は1つの経済行為とみて1モデルの会計処理（全てビルディング・ブロック・アプローチ。ただし、短期契約については、簡便法として保険料配分アプローチを用いる）とするのかである。

この議論について10月の会議で、新たな提案があった。それは、仮に、全ての保険契約をビルディング・ブロック・アプローチではなく、保険料配分アプローチで処理するとしたならば、どのような場合に不都合が出るのかを分析してみようという提案であった。分析によれば、保険料

に投資や預け金の要素が多く含まれている場合や、保険のカバー期間が明確でない場合などには保険料配分アプローチは適していないが、逆にそれ以外であれば、保険料配分アプローチの適用が適切と思われるということである。これは、損害保険などで1年を超えるようなものについても、保険料配分アプローチを適用することが適切であるのではないかとすることを意味し、今後の議論の発展を注視したい。

Updateでは、大変短く要約されている。

保険料配分アプローチの適格規準

両審議会は、どのような場合に保険者が保険料配分アプローチを適用すべきかを議論した。何も決定事項はなかった。

また、10月の会議では包括利益計算書の表示方法についても議論があり、以下の点が暫定決定された。

両審議会は、保険者は保険料、保険金、給付金、及び引受マージン総額を包括利益計算書に表示すべきであると暫定的に決定した。両審議会は将来の会議において、これらの項目を、ビルディング・ブロック・アプローチを用いて測定される契約と保険料配分アプローチを用いて測定される契約に区分して包括利益計算書に表示すべきかどうかを検討する予定である。

IASB及びFASBのメンバー全員がこの決定に賛成した。

また、10月には、固定料金サービス契約についても新たな決定があった。固定料金サービス契約とは、ロードサービスのように固定料金で何回でもサービスを受けられるサービスである。契約者の立場からすれば、車の故障という損失をカバーするた

めの契約であり、車の故障がなければ支払った固定料金は掛け捨てになり、また、非常に頻繁に故障をしてサービスを受けても固定料金は一定であるということから、保険の意味合いがある。しかし、こういった類のサービスを全て保険として扱えば、保険契約の範囲は際限なく広がる。このため両審議会は、保険契約の範囲から除外すべき固定料金サービス契約を判断する指標を暫定的に決定した。

両審議会は、固定料金サービス契約のうち、主たる目的がサービスの提供であり、次の規準の全てを満たす契約を、保険契約基準の範囲から除外することを暫定的に決定した。

- a. 契約の価格設定が、個々の顧客に関連したリスク評価に基づいて行われていない。
 - b. 契約が、現金支払ではなく、サービスの提供によって顧客に補償する。
 - c. 契約によって移転されるリスクの種類が、当該リスク全体に比べて、主としてサービスの利用（又は頻度）に関連したものである。
- IASB及びFASBのメンバー全員がこの決定に賛成した。

続いて11月の会議では明示的な勘定残高の分解についての議論があった。これは、いわゆるアンバンドル(unbundle)の議論と呼ばれているもので、保険料の中に含まれる貯蓄や投資の要素を保険会計とは区分して会計処理するかどうかという話である。日本では比較的なじみが薄いかもしれないが、欧州や米国では保険料のうちの貯蓄・投資の金額を明示しているケースがある。そのような残高を、明示的な勘定残高(explicit account balance)と呼んでい

る。問題はこの明示的な勘定残高を保険負債の測定に含めるのか、それとも保険負債とは切り離して、他の会計基準で測定するのかである。明らかに独立した別の金融商品を、形式だけ一体化して保険商品として販売されているようなものは、もしかしたら、別々に会計処理をすることも合理的かもしれない。一方で、別々に会計処理をするといっても共通経費の配分などさまざまなみなし計算も必要となり、そのようなみなし計算に基づいて、保険負債をバラバラに測定することに意味があるのかという考え方もある。さらに、ビルディング・ブロック・アプローチで測定すれば、明示的な勘定残高も含めた保険契約全体の負債の測定となるので、あえて別々の会計処理をする必要性は薄い。ただし、明示的な勘定残高にかかるキャッシュの出入りがどうであったのかという情報には有用性があると思われるので、負債測定は契約全体でビルディング・ブロック・アプローチで行うものの、表示上のみ明示的な勘定残高を分解して表示するという方法もある。IASBメンバーの多くはこの考え方を支持している。

一方、FASBのほとんどのメンバーは、負債測定の段階から明示的な勘定残高を切り離して測定することを支持している。

Updateでは、以下のようにまとめられている。

FASBは、明示的な勘定残高を保険契約負債から区分することを暫定的に決定した。明示的な勘定残高とは、次の規準の両方を満たす契約の勘定残高である。

- 残高が、保険契約者と保険者との取引の貨幣金額の累計である。

- 残高に明示的なリターンが付与されている。次の事項のいずれかを残高に適用してリターンが算定される場合、リターンは明示的である。

- 保険者が契約期間中に利回りを再設定 (reset) できる可能性のある契約上の算定式
- 特定の資産の運用成績によって直接的に算定される配分

FASBのメンバー全員がこの決定を支持した。

IASBのメンバーは、明示的な勘定残高を保険契約の一部として測定し、表示又は開示のためにそれらを分解することへの選好を示した。IASBのメンバーは、保険契約の他の預り金要素の一部についても同様に分解し得るアプローチを検討するよう求めた。いくつか参考としての投票は行われたが、何も決定はされなかった。

なお、11月の会議において、残余マージンに関する教育的セッションが行われた。ここでは何の決定もなされなかったが、IFRS第9号のリオープンを視野に入れて、もう少し広がりのある議論が期待される場所である。また、保険契約に関しては9月の会議においても、開示に関してさまざまな暫定決定がなされており、詳細はUpdateを参照いただきたい。

収益認識基準

10月の会議で、収益認識基準に関するEDについて、以下の追加が決定された。

IASB及びFASBは、近く公表される修正公開草案「顧客との契約から生じる収益」における開示要求案を、

企業が中間財務諸表に適用すべきかどうかを議論した。両審議会は、IAS第34号「中間財務報告」及びFASB会計基準コード化体系のTopic 270「中間報告」を修正し、中間財務諸表を作成する企業は、中間財務諸表に次の情報を（重要性があれば）開示すべき旨を定めることを暫定的に決定した。

1. 収益の内訳
2. 契約資産及び契約負債の残高総額に関する当該報告期間中の増減の調整表
3. 残存する履行義務の満期分析
4. 不利な履行義務に関する情報及びそれに対応する不利負債の当該報告期間中の増減の調整表
5. 顧客との契約を獲得又は履行するためのコストから生じた認識した資産の増減の調整表


この決定は、11名のIASBメンバーと5名のFASBメンバーが支持した。

私は、この提案に対しては反対である。このような開示要求を四半期決算にまで求めることは行きすぎであり、コスト・ベネフィットが全く見合わない。もともと最初のEDにおいても、この注記の是非については議論があったところであり、年間開示ですら議論があるものを、更に四半期まで求める必要性はない。収益認識基準について、再公開され、日本でもアウトリーチが行われる予定なので、ご意見をお寄せいただきたいと思う。

おわりに

11月のIASB単独会議においてIFRS第9号のリオープンを決定したことは、IASBとしては非常に大きな決断であった。2009年、リーマ

ンショック直後の経済情勢の中で、IASBは金融商品会計の開発を急ぎ、分類と測定のみを切り離して先に基準化を行った。そのようなアプローチがよかったかどうかを後から議論するのは簡単であろう。ただ、大事なものは、過去の決定がどうであったかということではなく、これからどうするかということである。基準策定において、その時点の経済情勢の影響を受けることはやむを得ない。ただ、設定主体の使命は、経済情勢に左右されない堅牢な基準を策定することであり、欧州などで新たな経済危機が起こるかもしれないといわれている中、その使命を改めて再認識する必要があると思う。

	教材コード	J 0 2 0 6 4 8
	研修コード	2 1 0 4 0 1
	履修単位	1単位